

食品監視センターだより (第 250 号)

令和6年1月号

新年明けましておめでとうございます。こちらは仙台市中央卸売市場内で食の安全を守る食品監視センターです。

仙台市中央卸売市場本場では今年も1月5日に業務開始式が行われ、新年の業務がスタートしました。売り場には「祝初荷」ののぼり旗が立ち並び、新しい年の幕開けを感じる華やかな雰囲気の中様々な品物が競り落とされていきました。

さて、今年は辰(たつ)年です。たつ(竜、龍)は、雨や水をつかさどる神様としてまつられることも多い架空の生き物で、中国古来より権力の象徴とされ縁起の良いものとされています。また、願いをかなえる如意宝珠と呼ばれる玉を持つことから、幸運をもたらすとも言われています。今年仙台では、平成29年以来となる東北絆まつりの開催が予定されており、また、「仙台市交流人口ビジネス活性化戦略2024」の最終年でもあります。辰にあやかり、観光の再生と交流人口の拡大による地域経済のさらなる活性化を祈念いたします。

食品監視センター職員一同、市場関係者の協力のもと、今年も引き続き当市場を流通する食品の安全確保に努めていきたいと思っております。皆様の変わらぬご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



12月の検査結果

食品分類	検査項目	検体数	違反等の数	備考
生かき	生菌数、E.coli 最確数、ノロウイルス	4	0	荻浜湾×2、女川湾、宮城県海域
魚肉ねり製品	生菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、ソルビン酸、	2	1	※1
魚肉ねり製品	生菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、ソルビン酸、合成着色料	1	0	
酢だこ	生菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、腸炎ピブリオ、合成着色料	2	0	
野菜・果物	残留農薬	8	0	雪菜(宮城県産)、チンゲンサイ(宮城県産)、芹(宮城県産)、かぶ(千葉県産)、はっさく(和歌山県産)、みかん(熊本県産)、メロゴールド(アメリカ産)、グレープフルーツ(メキシコ産)
野菜・果物	防ばい剤	2	0	メロゴールド(アメリカ産)、グレープフルーツ(メキシコ産)
乾燥果実・野菜水煮	二酸化硫黄	4	0	干し柿、あんぼ柿、れんこん水煮、たけのこ水煮
魚	放射性物質検査	4	0	※2

※1 12月12日収去の魚肉ねり製品1件について、下記の違反がありました。
食品衛生法第13条第2項違反(魚肉ねり製品の成分規格違反)…大腸菌群陽性(基準:陰性)
取り扱い事業所に在庫がないことを確認し、製造所を管轄する自治体に通報しました。

※2 検査品目に関しては仙台市HP「流通食品の放射性物質検査について」を参照

URL: <https://www.city.sendai.jp/shokuhin/kurashi/anzen/ese/kensa/shokuhin.html>



12月のふきとり検査結果

マクロ体表ふきとり検査目標値
 生菌数 10万個未満/100cm²
 大腸菌群 1,000個未満/100cm²

12月はマクロ売場でマクロ体表のふきとり検査を行いました。

ふきとり検体	検査項目	検体数	検査結果	目標値達成 検体数
マクロ体表	生菌数	24	(10万個未満/100cm ²): 24	24
	大腸菌群	24	(1,000個未満/100cm ²): 23 (1,000~1万個未満/100cm ²): 1	23



今月の豆知識のお時間



239 時間目：仙台牛と牛肉の格付けの仕組みについて

今回は宮城県のブランド牛「仙台牛」と牛肉の格付けの仕組みについてお話しします。

仙台牛銘柄推進協議会によると仙台牛の定義は、一、黒毛和種であること。一、仙台牛生産登録農家が個体に合った適正管理を行い、宮城県内で肥育された肉牛であること。一、本協議会が認めた市場並びに共進会等に出品されたもの。一、(公社)日本食肉格付協会枝肉取引規格が、A5 または B5 に評価されたもの、とされています。

この A5 や B5 といった格付けを耳にしたことがある方も多いかと思いますが、アルファベットと数字の意味するところをご存じでしょうか。牛肉の格付けは、枝肉の中に実際に食べられる部分がどのくらいあるかを表す「歩留等級」と霜降りの度合い、肉の色・キメ、脂肪の質といった肉や脂肪の質を表す「肉質等級」から成っており、歩留等級は良い方から A~C の3段階、肉質等級は良い方から 5~1 の5段階で判定されます。つまり、A5 も B5 も肉質としては最高ランクであり、「仙台牛」の呼称は最高ランクの肉質のものにのみ許されることとなります。また全国各地のブランド牛の中で肉質等級が「5」でなければならないのは仙台牛だけだそうです。

まだまだ寒い日が続きますが、最高肉質の仙台牛を使ったすき焼き鍋で身も心も温まるのもいいかもしれませんね。



違反・不良食品指導状況

12月は、表示不備食品 1 件(魚肉ねり製品)の改善を指導しました。また収去検査において、1 件の法違反事例(魚肉ねり製品)(食品衛生法第 13 条第 2 項違反)があり、取り扱い事業所に在庫がないことを確認し、製造所を管轄する自治体に通報しました。

	発見 場所	表示不備食品		取扱い 不良食品		規格基準等違反食品		有毒・有害食品		
		1	魚肉ねり製品	0	—	1	魚肉ねり製品	魚介類	植物	その他
発見・ 指導件数	市場内	1	魚肉ねり製品	0	—	1	魚肉ねり製品	0	0	0
	市場外	0	—	0	—	0	—	0	0	0

◇◇お問い合わせ◇◇

仙台市食品監視センター 電話：022-232-8134 FAX：022-232-9005

食品監視センターホームページもぜひご覧ください

<https://www.city.sendai.jp/shokuhin/kurashi/anzen/ese/kanshi/index.html>

